

二十一 第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
第45条《 <u>特定地域</u> における工業用機械等の特別償却》関係	第45条《 <u>低開発地域等</u> における工業用機械等の特別償却》関係
(一の生産等設備の取得価額基準の判定)	(一の生産等設備の取得価額基準の判定)
45-2の2 <u>2,800万円又は1,000万円、2,300万円若しくは2,500万円</u>	45-2の2 <u>2,500万円又は1,000万円若しくは2,300万円</u>
(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)	(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)
45-3 <u>2,800万円又は1,000万円、2,300万円若しくは2,500万円</u>	45-3 <u>2,500万円又は1,000万円若しくは2,300万円</u>
(注)	(注)
(工業用機械等の範囲)	(工業用機械等の範囲)
45-4 <u>措置法第65条の7</u> <u>措置法第45条</u>	45-4 <u>同法第65条の7</u> <u>同法第45条</u>
(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)	(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)
45-9 <u>2,800万円又は1,000万円、2,300万円若しくは2,500万円</u>	45-9 <u>2,500万円又は1,000万円若しくは2,300万円</u>

改 正 後

(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

45-10 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額の合計額が10億円を超えるものを2以上の事業年度(それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度)において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて10億円を超えることとなる事業年度(以下45-10において「超過事業年度」という。)における措置法第45条第1項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の算式による。

(算式)

$$10\text{億円} - \left[\begin{array}{l} \text{超過事業年度前の各事業} \\ \text{年度(注1)において事業の} \\ \text{用に供した工業用機械等} \\ \text{の取得価額の合計額(注2)} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した個々の工業用} \\ \text{機械等の取得価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した工業用機械等} \\ \text{の取得価額の合計額} \end{array}}$$

(注)1 その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。以下注書2において同じ。

2 超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の工業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意す

改 正 前

(2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

45-10 一の生産等設備を構成する工業用機械等でその取得価額が10億円を超えるものを2以上の事業年度において事業の用に供した場合には、措置法第45条第1項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の工業用機械等の取得価額は、次の区分に応じ、次による。

- (1) 当該生産等設備に含まれる工業用機械等のうち事業の用に供されたものの取得価額の合計額が初めて10億円を超えることとなる事業年度(以下「超過事業年度」という。)前の各事業年度において事業の用に供した工業用機械等 当該工業用機械等の取得価額
- (2) 超過事業年度において事業の用に供した工業用機械等 次の算式により計算した金額

(算式)

$$10\text{億円} - \left[\begin{array}{l} \text{超過事業年度前の各事業} \\ \text{年度において事業の用に} \\ \text{供した工業用機械等の取} \\ \text{得価額の合計額} \end{array} \right] \times \frac{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した個々の工業用} \\ \text{機械等の取得価額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{超過事業年度において事業} \\ \text{の用に供した工業用機械等} \\ \text{の取得価額の合計額} \end{array}}$$

<p>る。</p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>45-11</p> <p>.....45-12.....「特定地域内」.....45-12</p> <p>.....当該特定地域内にある.....当該特定地域内におい</p> <p>て.....</p> <p>(注)1当該特定地域内.....</p> <p>2</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>45-12特定地域内.....当該法人が下請業者の当該</p> <p>特定地域内.....</p> <p>(注)</p>	<p>(指定事業の範囲)</p> <p>45-11</p> <p>.....45-11の2.....「工業開発地区等内」.....</p> <p>.....45-11の2.....当該工業開発地区等内にある.....</p> <p>当該工業開発地区等内において.....</p> <p>(注)1当該工業開発地区等内.....</p> <p>2</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>45-11の2工業開発地区等内.....当該法人が下請</p> <p>業者が当該工業開発地区等.....</p> <p>(注)</p>
--	--

二十二 第45条の2《中小企業者等の機械の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>45の2-2</p> <p>.....法人が各事業年度の中途において措置法第45条の2第1項に</p> <p>規定する中小企業者に該当しなくなった場合においても、当該該当しなくな</p> <p>った日前に取得して.....</p> <p>(事業の判定)</p> <p>45の2-7</p>	<p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>45の2-2</p> <p>.....法人が各事業年度の中途において中小企業者に該当しなくな</p> <p>った場合には、当該該当しなくなった日において取得して.....</p> <p>(事業の判定)</p> <p>45の2-7</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)1</p> <p>.....「<u>中分類12衣服・その他の繊維製品製造業</u>」.....</p> <p>.....</p> <p>2 措置法規則第20条の16第2項第4号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「<u>大分類H情報通信業</u>」(通信業を除く。)、<u>「小分類693駐車場業」</u>、「<u>中分類72宿泊業</u>」、「<u>大分類N医療、福祉</u>」、「<u>大分類O教育、学習支援業</u>」、「<u>中分類79協同組合(他に分類されないもの)</u>」及び「<u>大分類Qサービス業(他に分類されないもの)</u>」(旅行業を除く。)に分類する事業が該当する。</p>	<p>(注)1</p> <p>.....「<u>中分類15衣服・その他の繊維製品製造業</u>」.....</p> <p>.....</p> <p>2 措置法規則第20条の16第2項第4号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「<u>大分類Lサービス業</u>」に分類する事業が該当する。</p>

二十三 第45条の3《医療用機器等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>45の3-1</p> <p>.....<u>500万円以上</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45の3-2</p> <p>.....<u>500万円以上</u>.....</p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>45の3-3 <u>措置法第45条の3第1項の表の各号の上欄又は第2項から第4項</u></p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>45の3-1</p> <p>.....<u>400万円以上</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45の3-2</p> <p>.....<u>400万円以上</u>.....</p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>45の3-3 <u>措置法第45条の3第1項の表の各号の上欄、第2項又は第4項...</u></p>

<p>まで.....</p> <p>(事業の判定)</p> <p>45の3-4 法人の営む事業が措置法第45条の3第1項の表の第1号の上欄又は第2項から第4項までに規定する医療保健業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>	<p>.....</p> <p>(事業の判定)</p> <p>45の3-4 法人の営む事業が措置法第45条の3第1項の表の第1号の上欄、第2項又は第4項に規定する医療保健業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>
---	--

二十四 第46条《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第46条《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却》関係</p> <p>(総収入金額及び計画対象事業収入金額)</p> <p>46(1)-1 措置法令第29条第2項第1号及び第4項第1号.....これらの号に定める承認を受けている期間内における計画対象事業収入金額に限られるのであるから、例えば、事業年度の中途においてその承認があった場合には、当該承認のあった日以後の期間内における計画対象事業収入金額に限られることに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(総収入金額)</p> <p>46(1)-2 法人の収入金額基準の判定の基礎となる各事業年度の総収入金額(以下「総収入金額」という。)とは、この通達において特別の定めのあるものを除くほか、.....</p>	<p>第46条《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却》関係</p> <p>(総収入金額及び計画対象事業収入金額)</p> <p>46(1)-1 措置法令第29条第2項第1号及び第6項第1号.....これらの号に定める認定又は承認(以下「認定等」という。)を受けている期間内における計画対象事業収入金額に限られるのであるから、例えば、事業年度の中途において認定等があった場合には、当該認定等のあった日以後の期間内における計画対象事業収入金額に限られることに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(総収入金額)</p> <p>46(1)-2 法人の収入金額基準の判定の基礎となる各事業年度の総収入金額(以下「総収入金額」という。)とは、措置法令第29条第2項第1号及びこの通達において特別の定めのあるものを除くほか、.....</p> <p>(注) 法第23条の規定の適用を受ける受取配当等の金額は、総収入金額に算入</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>46(1)－ 3</p> <p>.....措置法第65条の7第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額.....特別勘定の益金算入額及び令第188条第2項.....並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、</p> <p>(固定資産又は山林の譲渡に係る収入金額)</p> <p>46(1)－ 4</p> <p>(1)</p> <p>.....措置法第65条の9</p> <p>(注)</p> <p>(2)</p> <p>(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない棚卸資産)</p> <p>46(1)－ 8 措置法令第29条第2項第2号及び第4項第2号.....</p> <p>(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない固定資産)</p> <p>46(1)－11</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p><u>しない。</u></p> <p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>46(1)－ 3</p> <p>.....措置法第65条の7第4項及び第12項の規定による買換資産の益金算入額.....特別勘定の益金算入額並びに令第188条第2項.....並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金は、</p> <p>(固定資産又は山林の譲渡に係る収入金額)</p> <p>46(1)－ 4</p> <p>(1)</p> <p>.....同法第65条の9</p> <p>(注)</p> <p>(2)</p> <p>(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない棚卸資産)</p> <p>46(1)－ 8 措置法令第29条第6項第2号.....</p> <p>(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない固定資産)</p> <p>46(1)－11</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

(4) (1)から(3)までに掲げる資産以外の資産については、.....

(工場用の建物及びその附属設備の意義)

46(2)－2 措置法第46条第1項第1号又は第2号.....

(1)

(2)

(注)

(経営基盤強化事業を実施している旨の証明の取消しの効果)

46(2)－4 経営基盤強化計画を実施する者として措置法令第29条第1項に規定する.....

(4) 漁船については、それぞれの事業に係る出漁日数の比その他合理的な基準によりあん分する。

(5) (1)から(4)までに掲げる資産以外の資産については、.....

(工場用の建物及びその附属設備の意義)

46(2)－2 措置法第46条第1項第2号.....

(1)

(2)

(注)

(中小漁業構造改善事業等を実施している旨の証明の取消しの効果)

46(2)－4 中小漁業構造改善計画又は経営基盤強化計画を実施する者として措置法令第29条第1項又は第5項に規定する.....

二十五 第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(総収入金額)</p> <p>46の3－4</p> <p>.....<u>46の3－5</u>.....<u>46の3－5</u>.....</p> <p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>46の3－5</p> <p>.....<u>措置法第65条の7第4項又は第12項</u>.....<u>特別勘定の益金算入額及び令第188条第2項</u>.....</p>	<p>(総収入金額)</p> <p>46の3－4</p> <p>.....<u>46の3－6</u>.....<u>46の3－6</u>.....</p> <p>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>46の3－5</p> <p>.....<u>措置法第65条の7第4項及び第12項</u>.....<u>特別勘定の益金算入額並びに令第188条第2項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(国の内外にわたって素材生産業を営む場合)</p> <p>46の3-8</p> <p>.....<u>46の3-8</u>.....</p> <p>(注)1</p> <p>2</p>	<p>(国の内外にわたって素材生産業を営む場合)</p> <p>46の3-8</p> <p>.....<u>46の3-9</u>.....</p> <p>(注)1</p> <p>2</p>

二十六 第46条の4《漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第46条の4《<u>漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却</u>》関係</p> <p>(割増償却の対象となる漁船)</p> <p>46の4-1 <u>措置法第46条の4の規定による割増償却の対象となる漁船は、同条第1項の規定の適用を受けようとする事業年度又は当該事業年度開始の日前4年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において同項に規定する認定改善計画に従って取得等をし、漁業の用に供されたものであることを要するのであるから、同条第2項に規定する供用期間内に取得等をしたものであっても、当該事業年度開始の日の4年前の日前に開始した事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に取得等をしたものについては、同条の規定の適用がないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>